

議案第 28 号

令和 3 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 10 号）について

令和 3 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,675 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,543,806 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び廃止は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,593,232	55,562	2,649,794
	1 町 民 税	1,138,156	31,217	1,169,373
	2 固定資産税	1,176,033	15,057	1,191,090
	3 軽自動車税	88,361	△309	88,052
	4 町たばこ税	190,682	10,587	201,279
2 地方譲与税		126,910	108	127,018
	3 森林環境譲与税	3,910	108	4,018
6 法人事業税交付金		12,000	7,922	19,922
	1 法人事業税交付金	12,000	7,922	19,922
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		720	△72	648
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	720	△72	648
11 地方交付税		3,524,561	171,291	3,695,852
	1 地方交付税	3,524,561	171,291	3,695,852
13 分担金及び負担金		29,831	△435	29,396
	2 負 担 金	20,406	△435	19,971
14 使用料及び手数料		82,958	△4,194	78,764
	1 使 用 料	68,337	△3,269	65,068
	2 手 数 料	14,621	△925	13,696
15 国庫支出金		2,690,472	△56,901	2,633,571
	1 国庫負担金	1,438,840	△13,057	1,425,783

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	1,246,820	△44,411	1,202,409
	3 国庫委託金	4,812	567	5,379
16 県支出金		1,121,929	△12,780	1,109,149
	1 県負担金	686,520	△2,590	683,930
	2 県補助金	380,628	△6,561	374,067
	3 県委託金	54,781	△3,629	51,152
17 財産収入		21,946	△66	21,880
	1 財産運用収入	11,698	△66	11,632
18 寄附金		18,002	3,708	21,710
	1 寄附金	18,002	3,708	21,710
19 繰入金		105,155	△38,622	66,533
	2 基金繰入金	93,461	△38,622	54,839
21 諸収入		113,434	12,716	126,150
	1 延滞金・加算金及び過料	6,002	△1,090	4,912
	2 町預金利子	1	6	7
	3 貸付金元利収入	1,229	20	1,249
	4 受託事業収入	2,406	△223	2,183
	5 雑入	103,796	14,003	117,799
22 町債		510,387	△125,562	384,825
	1 町債	510,387	△125,562	384,825
歳入	合計	11,530,131	13,675	11,543,806

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		106,042	△3,966	102,076
	1 議会費	106,042	△3,966	102,076
2 総務費		1,436,150	150,516	1,586,666
	1 総務管理費	785,445	154,850	940,295
	2 企画費	392,563	△2,205	390,358
	3 徴税費	136,018	△747	135,271
	4 戸籍住民登録費	80,911	905	81,816
	5 選挙費	39,236	△2,086	37,150
	6 統計調査費	1,148	△191	957
	7 監査委員費	829	△10	819
3 民生費		4,684,368	△8,976	4,675,392
	1 社会福祉費	2,126,135	△30,426	2,095,709
	2 児童福祉費	2,558,211	21,450	2,579,661
4 衛生費		968,519	△31,694	936,825
	1 保健衛生費	545,160	△10,046	535,114
	2 清掃費	250,083	△17,830	232,253
	4 病院費	172,682	△3,818	168,864
5 労働費		705	77	782
	1 労働諸費	705	77	782
6 農林水産業費		242,939	△18,782	224,157

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	227,485	△15,901	211,584
	2 林業費	3,158	△333	2,825
	3 水産業費	12,296	△2,548	9,748
7 商工費		122,381	△18,010	104,371
	1 商工費	122,381	△18,010	104,371
8 土木費		1,331,943	△28,170	1,303,773
	1 土木管理費	80,151	△89	80,062
	2 道路橋りょう費	547,792	△12,660	535,132
	3 都市計画費	693,543	△15,712	677,831
	4 住宅費	10,457	291	10,748
9 消防費		416,864	△2,421	414,443
	1 消防費	416,864	△2,421	414,443
10 教育費		1,110,838	△24,210	1,086,628
	1 教育総務費	216,008	△9,023	206,985
	2 小学校費	149,401	608	150,009
	3 中学校費	165,434	△13,352	152,082
	4 社会教育費	211,177	△3,331	207,846
	5 保健体育費	368,618	888	369,506
12 公債費		1,089,572	△689	1,088,883
	1 公債費	1,089,572	△689	1,088,883
歳出	合計	11,530,131	13,675	11,543,806

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	2 企画費	電算室エアコン取替事業	2,807
2 総務費	4 戸籍住民登録費	住民基本台帳システム等改修事業	3,527
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	265,000
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業	4,150
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道住吉町線整備事業	123,776
8 土木費	2 道路橋りょう費	私道整備補助事業	3,000
9 消防費	1 消防費	津波監視カメラ修繕事業	349

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
深沢地区コミュニティセンター 塗装事業（適正管理推進事業）	千円 4,400	証書借入	年3.5%以内 （ただし、利率見直し方式 で借入れる場合、利率の見 直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。 ただし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。	千円 4,100	証書借入	年3.5%以内 （ただし、利率見直し方式 で借入れる場合、利率の見 直しを行った後においては、 当該見直し後の利率）	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。 ただし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。
老人福祉センター改修事業 （適正管理推進事業）	23,600				23,500			
福祉プラザ塗装事業 （適正管理推進事業）	16,400				16,000			
上谷地中堤地区ため池等整備事業	2,000				1,400			
農村環境改善センター照明灯 LED化事業 （適正管理推進事業）	4,400				3,400			
住吉町線整備事業	26,300				15,600			
百石第6分団拠点施設塗装事業 （適正管理推進事業）	1,500				1,400			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校空調設備整備事業	千円 11,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 10,200	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校空調設備整備事業	6,900				6,100			
木ノ下中学校講堂改築事業	32,200				26,200			
臨時財政対策債	358,987				260,625			

廃止

起債の目的	限度額
上谷地地区通作条件整備事業	千円 5,800